

情報ひろば

申請で利用者負担が軽減します
介護保険負担限度額認定証
等の更新申請

介護保険負担限度額認定証等の有効期限は6月30日(月)です。更新対象となる可能性がある方には、市から申請書を送付します(5月30日(金)発送予定)。

※新規の方は、随時申請可
◎介護保険負担限度額認定証

要件に該当する方は、申請すること、介護保険施設(介護老人福祉・介護老人保健・介護療養型医療施設)に入所・入院または短期入所(ショートステイ)の利用時にかかる食費・居住費(滞在費)の負担が軽減されます。

なお、原則として、申請月前に利用した食費・居住費等には適用されません。

▽対象 介護保険施設利用者(予定者含む)で、次のいずれかに該当する方①市

区町村民税非課税世帯(同じ世帯の方全員が市区町村民税を課税されていない世帯)②生活保護受給者▽申請期限 6月30日(月)▽認定結果 審査後に結果を郵送※認定後、利用施設に認定証を提示▽認定期間 7月1日(火)～平成27年7月31日(金)

◎社会福祉法人等利用者負担軽減確認証

社会福祉法人等が提供する介護保険サービスを利用している方で次の要件に該当する場合、申請により利用者負担が軽減されます。

▽対象 次のいずれかに該当する方①世帯全員が市区町村民税非課税で、収入(預金・資産)や世帯の状況、利用者負担等を総合的に判断し、生計維持が困難であると認められた方②生活保護受給者▽軽減内容 ①の場合、利用者負担の4分の1(老齢福祉年金受給者は2分の1)に相当する額②の場合、個室の居住費に係

る利用者負担額全額
◎介護サービス利用者負担助成

この助成の対象となる可能性がある方には、毎年9月中旬に市から認定申請書を送付します。

※認定申請は毎年必要
▽対象 次の全てに該当する方①介護保険の被保険者で、保険料が第1・第2段階の方/同様の条件を満たす2号被保険者②在宅介護サービスを利用している方

③市区町村民税が課税されている方の税法上の扶養となっており、また生計を一緒にしていない方▽助成額 原則、利用者負担(在宅介護サービス分)の3割に相当する額※年1回の認定申請のほかに、利用月ごとの交付申請が必要(領収書を添付)

▼申請方法 郵送または窓口で申請する▼注意事項 本人や世帯の所得が分からない場合は認定ができないため、無収入(非課税年金受給者を含む)や未申告の方は、住民税申告を行う必要があります

▼申込・問合せ 市役所介護福祉課 介護保険G 内線173 〒302-0019 守谷市大柏950-1

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間実施
法務省と全国人権擁護委員連合会は、「いじめ」や児童虐待など子どもをめぐるさまざまな人権問題に積極的に取り組むことを目的として、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を実施します。

悩みを持ったお子さんや保護者の方からの相談に応じます。
秘密は守られますので、安心してご相談ください。

▼期間 6月23日(月)～29日(日)午前8時30分～午後7時※土・日曜日は午前10時～午後5時▼相談先 ☎0120-0007-110▼実施機関 水戸地方法務局、茨城県人権擁護委員連合会

▼相談員 法務局職員、人権擁護委員
政府主催慰霊巡拝事業参加者募集

この事業は、戦没者の遺族を対象として旧戦域を訪

れ、慰霊を行うことを目的としています。

▼参加要件 原則として80歳以下で、健康状態が良好な方/本事業に平成21年度以降に参加していない方

*実施地域・日程・費用等の詳細は、お早めにお問い合わせください

▼問合せ 市役所社会福祉課 社会福祉G 内線164

花壇コンクールに参加してみませんか?
第42回花と緑の環境美化コンクール

花いっぱい運動によって、環境美化に対する関心・意欲を高め、素晴らしい成果を挙げている団体等を表彰します。

▼対象 地域・団体・職場・学校等▼応募方法 応募用紙(応募先に用意または県民会議のホームページで取得)に必要な事項を記入し、7月3日(木)までに提出する

▼応募・問合せ 市役所市民協働推進課 協働推進G 内線133

・大好きいばらき県民会議 ☎029-224-8120

HP <http://www.daisukibaraki.jp/>